

---

平成21年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

平成21年6月8日 (月曜日)

---

議 事 日 程 (1)

平成21年6月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 町長提出議案 第43号 芦屋町職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 町長提出議案 第44号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 町長提出議案 第45号 芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 町長提出議案 第46号 平成21年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)について
- 第7 町長提出議案 第47号 平成21年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算(第1号)について
- 第8 町長提出議案 第48号 モーターボート競走用モーター購入契約の締結について
- 第9 町長提出議案 第49号 緩衝式消波装置購入契約の締結について
- 第10 町長提出議案 第50号 専決処分事項の承認について
- 第11 町長提出議案 第51号 専決処分事項の承認について
- 第12 報 告 第1号 平成20年度芦屋町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第13 報 告 第2号 平成20年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第14 報 告 第3号 平成20年度芦屋町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第15 報 告 第4号 平成20年度国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第16 報 告 第5号 専決処分事項の報告について

- 第17 議員提出議案 第1号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 意見書案 第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 第19 意見書案 第2号 基地対策予算の増額等を求める意見書について
- 第20 意見書案 第3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について
- 

【出席議員】（13名）

1番 益田美恵子      2番 貝掛 俊之      3番 田島 憲道      4番 辻本 一夫  
5番 小田 武人      6番 岡 夏子      7番 今井 保利      8番 川上 誠一  
9番 松上 宏幸      10番 本田 哲也      11番 中西 定美      12番 室原 健剛  
13番 横尾 武志

---

【欠席議員】（なし）

---

【欠員】（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生      書記 古野 嘉子

---

説明のために出席した者の職氏名

町長                      波多野茂丸      副町長                  安高直彦      教育長                  中島幸男  
会計管理者              野口浩俊      総務課長                  占部義和      企画政策課長          鶴原洋一  
財政課長                  柴田敬三      都市整備課長          大塚秀徳      税務課長                  入江真二  
環境住宅課長              守田俊次      住民課長                  入江明徳      福祉課長                  嵐 保徳  
地域づくり課長          内海猛年      競艇施設課長          境 富雄      学校教育課長          鶴原光芳  
生涯学習課長              本田幸代      病院事務長                  小池健二

---

○議長 横尾 武志君

おはようございます。会議に入る前に、申し合わせのとおり、本日から9月30日までの間、夏季期間中、服装は、クールビズということで、本会議にあつては随時、上着をとられても構いませんし、委員会にあつてはノーネクタイでまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

総務課長より発言があります。総務課長。

○総務課長 占部 義和君

おはようございます。

朝一番から、大変な不祥事を起こしておりますので、おわびして訂正させていただきます。

今、お手元にお配りしております議案書の訂正についてということで、議案書の10ページに物品購入契約書の案をつけておりますが、その緩衝式消波装置の購入基数、38基が正しいのでありますが、60基と誤って表記しております。おわびして訂正させていただきたいと思えます。

この件につきましては、かねてより議長から、しゃんとやれとおしかりを受けとったところがございますが、今回また同じようなミスを犯してしまいまして、大変申し訳なく思っております。今後は、気を引き締めて公務に当たる所存でございます。大変申し訳ありませんでした。よろしく申し上げます。

以上でございます。

---

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから平成21年芦屋町議会第2回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

---

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月8日から19日までの12日間といたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、1番、益田議員と、12番、室原議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

---

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第43号から日程20、意見書案第3号について、この際一括議題として上程し、局長に議案の朗読をさせた上、町長及び提出議員に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

局長に議案の朗読を命じます。局長。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

おはようございます。

本日、提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第43号の芦屋町職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町職員厚生会事業の一つである慶弔、災害等の給付について、災害給付金を廃止するため条例を改正するものでございます。

議案第44号の芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、情報公開による写しの交付手数料を、近隣市町村の状況を考慮し、現行1枚20円を10円に改正するものでございます。

議案第45号の芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町事務手数料条例の改正に合わせ、複写機の使用料を現行1枚20円から10円に改正する

ものでございます。

議案第46号の平成21年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,800万円増額補正するもので、歳入の主なものといたしまして魚見公園なみかけ遊歩道側法面崩落防止工事に係るまちづくり交付金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を計上するほか、不足する財源は財政調整基金から繰り入れることといたしております。

歳出といたしましては、魚見公園なみかけ遊歩道側法面崩落防止工事のほか、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、中ノ浜2号線や幸町9号線の道路改良工事、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金事業として、魚見公園周辺樹木間伐等業務委託や海浜公園堆積土砂除去業務委託等が主なものでございます。

また、基金事業では、あしや花火大会実行委員会補助金のほか、にこにこ商品券発行事業として芦屋町商工会補助金を計上しております。

議案第47号の平成21年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算（第1号）につきましては、芦屋競艇場施設改善資金として市中銀行から借り入れております起債の未償還元金のうち、15億円について、低利な起債に借りかえるものでございます。

議案第48号のモーターボート競走用モーター購入契約の締結につきましては、現在使用しておりますモーターが今年の7月で登録抹消となりますので、新たに60基購入するものでございます。

議案第49号の緩衝式消波装置購入契約の締結につきましては、現在、第2副審塔前から大時計の岸側に設置しております消波装置は、設置後30年以上を経過しており、老朽化が進み、沈没の危険も出てきていることから、今回、新たに38基購入するものでございます。

議案第50号の専決処分事項の承認につきましては、芦屋町国民健康保険税条例の附則が国と比較して、不順列になっていたため、整理したものでございます。

議案第51号の専決処分事項の承認につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、芦屋町国民健康保険条例の一部を改正したものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第1号の平成20年度芦屋町一般会計継続費繰越計算書の報告につきましては、平成20年から21年までの継続費で実施しておりますレジャープールスライダー改修工事について繰越額が決定しましたので、報告するものでございます。

報告第2号の平成20年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、定額給付金給付事業や子育て応援特別手当交付事業、地域活性化・生活対策臨時交付金事業関係、庁舎ブラインド取り付け工事等の21年度への繰越額について、報告するものでございます。

報告第3号の平成20年度芦屋町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、道路改良工事の擁壁を設置するために掘削工事に着手したところ、予想していた地盤と異なり非常に軟弱であることが判明しました。地質調査、改良工法の検討及び対策工事に不測の日時を要したため、工期の延伸が必要となったものでございます。

報告第4号の平成20年度国民宿舎特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、公共施設地上デジタル放送対応化事業について繰越額が決定しましたので、報告するものでございます。

報告第5号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅使用料の滞納者に対し、訴訟による建物明け渡し等の請求を5件行ったものでございます。

以上、簡単であります但提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折にご説明をいたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、町長の提案理由説明は終わりました。

次に、7番、今井議員に提案理由の説明を求めます。今井議員。

**○議員 7番 今井 保利君**

今井でございます。議員提出議案第1号の議案の読み上げと提案理由の説明をいたします。

議員提出議案第1号芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。案、芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の155」に改める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成21年6月1日からの適用とするという議案でございます。

この提出議案の理由といたしましては、既にご承知のことと思いますけれども、5月1日に人事院勧告で期末勤勉手当の凍結すべきであるという骨子の勧告書が出ております。この内容をよく民間との差というものを熟読いたしますと、率先して議員としては、この報酬については下げるべきと思ひ、この提案をいたします。議員皆様の審議をよろしく願ひいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

次に、12番、室原議員、提案理由の説明を求めます。室原議員。

**○議員 12番 室原 健剛君**

おはようございます。

意見書案第1号と第2号をあわせてご提案申し上げます。

意見書案第1号は、新たな過疎対策法の制定に関する意見書でございます。これは、全国過疎地域自立促進連盟のほうから要請があったものでございますので、ご提案を申し上げます。来年3月をもって、現在の過疎対策緊急措置法は失効いたします。現在、芦屋町においても、この法の適用により大変有利な条件で、過疎からの脱却を図ろうとしている途中でありますとともに、全国的に見ても、都市と地方の経済格差は大きく拡大をしている現状からしても、さらなる特別な措置が必要と考えておりますので全国に合わせて意見書を提出したいと思っております。

また、意見書第2号の基地対策予算の増額等を求める意見書については、これも全国基地協議会の要請によるものでございまして、私も今年3月議会の一般質問で申し上げましたように当町の芦屋基地との関係は基地が芦屋町に進駐して以来、住民の基地騒音を初め、基地の存在が住民にとって心身ともに多大な負担になっていることも事実でございます。

また、物産両面においても、広大な消費圏である芦屋基地が当町に対する貢献度と申し上げますか、この問題が大変気薄であるという感もいたします。さらに、ご承知のように、パトリオットの配備も決まり、このパトリオットの配備が危険と隣り合わせであるということも、我々は覚悟しなきゃならんと思っております。どうか、この趣意を皆さん方も十分お酌み取りいただきまして、ご審議くださるようあわせてお願いを申しあげご提案にかえます。

**○議長 横尾 武志君**

次に、8番、川上議員に提案理由の説明を求めます。川上議員。

**○議員 8番 川上 誠一君**

おはようございます。川上でございます。

意見書案第3号「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める陳情書に対する提案理由の説明を行います。

今、地域のさまざまな課題を解決するため、行政だけでなく住民自身の力に大きな期待がかかっています。そのような中で、地域に密着した公益性の高い活動がNPO（特定非営利活動法人）、協同組合、ボランティア団体などによって事業展開されています。この一つである協同労働の協同組合は、協同組合に参加する人すべてが、協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、働くことを通じて人と人のつながりを取り戻し、コミュニティーの再生を目指す活動を続けています。全国には協同労働の協同組合の理念で活動している人が、わかっているだけで約3万人おり、事業規模は年300億円程度に上るとされています。事業内容は、介護福祉サービスや子育て支援、オフィスの総合管理など幅広く、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくり、フリーターやワーキングプアの受け皿としても期待されています。

しかし、現在この協同労働の協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり団体として入札、契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが広がり、8,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

地域活性化の視点からも、この法制化の流れを推し進めるため、国会でのしっかりとした議論と速やかな制定を強く要望いたします。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティーをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が社会的連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

以上のことから、「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求める意見書採択をお願いをするものであります。

お手元に資料を配付しております。日本労働新聞のコピーを配っております。この中には、ここへ書いてありますように超党派の議員が衆参で177人で結成されております。自民党、民主党、公明党、共産党、社民党、国民新党、国民新党そうぞう、新党日本党、すべての政党がこれに賛同し、議員連盟が発足しております。この選挙区近くからは、自民党から三原朝彦衆議院議員、参議院では民主党の大島九州男参議院議員が賛同者となっております。

なお、現在575地方議会で意見書が決議されています。福岡県では、福岡市、大牟田市、嘉麻市、古賀市、中間市、北九州市、田川市、宗像市、福津市、鞍手町、篠栗町、柏屋町、志免町、桂川町、久山町、須恵町、水巻町、赤村の18自治体で採択されています。現在、6月議会に遠賀町また岡垣町、そして芦屋町に、この近辺では、提出されています。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第43号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

ないようですから、議案第43号についての質疑を打ち切ります。



次に、日程第4、議案第44号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第45号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第45号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第46号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡。質疑をいたします。

一般会計の補正予算の歳出12ページと13ページに係る質問でございます。

商工費に、先ほど町長より若干説明がありましたが、芦屋町商工会補助金ににここ商品券の発行ということで、300万計上されてますが、この、いわゆる財源については、その他になっておりますので、この財源の具体的な名称と、あと、この300万円の内容と内訳を教えてくださいたいと思います。

それと、その下のあしや花火大会実行委員会補助金、これに関しましては歳入のところで、いわゆる通称ふるさと創生基金といわれる、こちらからの繰り入れだということになっておりますが、これに関して具体的に、そのふるさと応援寄附金の中のどの項目で、この30万円の、いわゆる根拠といえますか、この出どころをお尋ねします。

それと、13ページの土木費に、海浜公園整備土砂除去業務委託、その下の魚見公園周辺樹木間伐等業務委託設計委託料、そして、その下同じく魚見公園の散策道路整備事業設計委託、そして最後に工事請負費としての、遊歩道、法面、崩落防止工事、これはこちらのほうの都市計画課に上がっているのは概要だけでもよろしいですので、内容を教えてくださいたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁、地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

それでは、ただいまの質問に対してお答えいたします。

歳出の12ページのまず第1点目の芦屋町商工会補助金に対します300万の支出ということで、これにつきましては、この財源は20年度に国から交付されました金額を芦屋町地域経済活性化基金を創設いたしまして、そこに積み立てておりました。この金額を取り崩して、新たに歳

出として、商工会のほうに、にこにこ商品券、地域振興券の発行事業の補助金として交付するものであります。

300万の支出の内訳でございますが、これにつきましては、もう既にご存じのように6月1日に第2弾目の地域振興券を2,000万円相当、プレミアム15%つけて発売いたしております。それとあわせて、12月にまた第3弾ということで発売予定を計画いたしております。そのもろもろの事業の助成ということで今回300万の支出をいたしております。

それから、その次の花火大会実行委員会補助金ということで、38万円。これの芦屋ふるさと応援基金の一般の町民の方々等から募金いただきました金額を取り崩して21年度の2009年あしや花火大会の事業に充てるものでございます。30万と8万につきましては、ちょっと、詳細はこちら把握しておりませんが、一般の方々からの募金ということでお答えいたします。

それから、次の13ページでございます。公園費の中で、まず業務の内容ということでございますので、それぞれご説明いたします。

海浜公園堆積土砂除去業務委託、これにつきましては、地域雇用創出事業ということで、国の補助金を100%受けてやる事業でございます。

事業の中身につきましては、海浜公園の側溝、それから駐車場の中の分離帯っていいですか、ちょうど歩道のところですか。それから、レジャープールの周辺っていいですか。

基本的には今回の緊急雇用の創出事業につきましては、国から示された要件がございます。

その要件というのは、まず人件費、総事業費の70%以上を定めることということ、人件費は70%以上。そして新規雇用の採用職員を全職員の4分の3以上採用するという、もろもろの要件がございます。その中で、従前機械等でやる分については、機械等で別途その業務委託等はやるわけですが、今回は人的作業でやるものが主でございます。だから、従前から機械でなかなかとれないところ、これを人的作業でやろうということで、先ほど申し上げました駐車場の中の歩道の部分、それから側溝、そしてレジャープールの中の松林の中というところを今回業務委託について上げております。

それから、その次の魚見公園周辺樹木間伐等業務委託、これにつきましては、国民宿舎の、ちょうど495号線から階段を上がっていくところの、国民宿舎に向って左側、宿舎となみかけ道路に囲まれた部分、ここがずっと手を入れておりませんので、今回そこに間伐、それから散策道路を、まあ、つくるといいですか、つくるんじゃないかと、要するに間伐して人が通れるような道を形成したいと思っております。

それから、魚見公園散策道路整備実施設計委託、これにつきましては、議員さんもお存じのように、なみかけ大橋ができました折に、宿舎から山鹿の巖島神社まで、ずっと散策道路が整備されておりました。で、なみかけ大橋が建設された折に、そこが分断されて現在陸橋が整備されて

おります。ただ、陸橋からそれぞれ宿舎側それから巖島神社側につながる道については、まだ未整備の状態でございます。今回、この整備する部分について、実施設計を上げまして、実施設計を受けた中で工事に着手したいと考えておるところでございます。

それから、魚見公園なみかけ遊歩道側法面崩落防止工事、これは国民宿舎からサイクリング道路におりる、あの遊歩道でございます。あれのちょうど途中ぐらいのところに魚見公園側のほうにも亀裂が入りまして、崩落の危険性が現在生じております。それで、昨年実施設計を行いました、工事額が固まりましたので、今回補正予算で法面のほうの工事をやるものでございます。工事内容につきましては、一応コンクリート枠を入れまして、あと鉄筋工ということで、できるだけ半永久的にもてるような工法の中でやるようにいたしております。

以上、概略をご説明いたしました。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

あしや花火大会実行委員会補助金について、2回目の質問をいたします。

この「がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金条例」というのが、昨年の9月議会で、いわゆる可決しまして制定されていますが、私が、この38万の根拠といいますか、その、どこから出たのかという質問をしたのは、この条例の中にそれぞれ対象事業というのがあります。その他を除いて6項目ですね、自然環境の保全などに使うもの、あるいは産業、観光の振興に関するもの、医療または福祉の充実に関する事業、そのほかあしや花火大会事業そのものとしてもあるんですよ。ですから、私が想像するに、その中に入ってた部分から38万円出てきたのかなっという推測のところがあつたので、それを確認させていただきたいと思うんですけども。もう1回、この38万はどの、いわゆる寄附金の中の対象事業、対象事業としては花火大会だろうと思いますが、まだ、これ決算がされてませんので、20年度、で、この中にいかほど、花火大会そのものに対する寄附金が入って、その中に38万円出されたのか、そこら辺をもう少し、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

ふるさと応援の寄附金条例で、寄附を受けたわけですが、この38万は花火大会として使ってくださいという指示があつたものすべてを今回繰り出すということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

9ページ、総務費の総務管理費、財産管理費の中で委託料として310万、町営住宅跡地の地中探査業務委託ということで計上されておりますが、目的と中身、これについて、ちょっとお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

これにつきましては、今現在浜口の町営住宅跡地を処分して、戸建て住宅を推進していこうという、一つ人口対策で検討しておるものでございまして、浜口のその部分に米軍駐留時の暖房用のスチームピット、それから水路、それから污水管というのが埋設して、一部はもうわかっておりますが、地下に設置してあるということが想定されるということでございます。したがって、これについての探査をして、実際の販売がスムーズに円滑に進めるようにするために調査をするものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにもよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第46号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第47号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第48号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第48号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第49号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第51号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、報告第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、報告第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、報告第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、報告第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、報告第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議員提出議案第1号についての質疑を許します。辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

4番、辻本です。本議案の提案につきましては、理解はよくできてるつもりなんです、私が知ってる限りでは、確かに、今議員が説明されました5月1日の人事院勧告、これはあくまでの

暫定的な措置でございます。したがって、7月から8月に正式な人事院勧告が出されるということを知っておりますので、この件については、今すぐということはどうだろうかというふうには感じております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

答弁は。要りませんか。

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

意見を言われて……。質疑ですので、質疑をいただければ、質疑のお答えといたしますけど。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 4番 辻本 一夫君

この凍結、あくまでも現在凍結率の15%、20%という数字がまだ動いておりますので、この件につきましては、どうして15%なのかということ、まずお尋ねしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

人事院勧告は、確かに、民間との差ということでは、まだサンプル対象も少ないということでもありますけども、あくまでも100分の20、そして指定の職員については、100分の15というふうに明記しておりますので、ここでは、確かに、今後変更するという議案がありましても、民間との差がこれだけ出ているという、人事院勧告を見ますと議員としては、率先して自分たちの報酬については、みずから明確にすべきであろうということで100分の15という結論にいたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。

○議員 4番 辻本 一夫君

はい。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議員提出議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、意見書案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、意見書案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、意見書案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、意見書案第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、意見書案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、意見書案第3号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑は終わります。

お諮りします。日程第3、議案第43号から、日程第11、議案51号までと、日程第17、議員提出議案1号から、日程第20、意見書案第3号の各議案については、別紙のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。お疲れさまでした。

なお、一般質問の通告は、本日午後3時までとなっておりますので、よろしく願いいたします。長時間お疲れさまでした。

午前10時45分散会

---